

議案第 8 2 号

小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から城山庭球場及び城内弓道場の使用料の額並びに城山陸上競技場及び小峰庭球場の利用料金の上限額を改定する等のため改正する。

[内 容]

1 使用料及び利用料金の還付要件の追加

(1) 使用料の還付要件の追加（第 1 0 条関係）

城山庭球場又は城内弓道場の使用の許可を受けた者が、使用の日の 2 日前までに使用の変更又は取消しを市長に申し出て、市長が許可した場合には、使用料を還付することができることとする。

(2) 利用料金の還付要件の追加（第 1 7 条関係）

城山陸上競技場又は小峰庭球場の使用の許可を受けた者が、使用の日の 2 日前までに使用の変更又は取消しを指定管理者に申し出て、指定管理者が許可した場合には、利用料金を還付することができることとする。

2 使用料の額の改定

(1) 城山庭球場の使用料の額の引上げ（別表第 1 関係）

城山庭球場における入場料を徴収しない場合の使用料の額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

使用方法	区 分		1 時 間
専用	コート 1 面	市民	4 0 0 円（ 3 5 0 ）
		市民以外の者	8 0 0 円（ 7 0 0 ）

(2) 城内弓道場の通常使用料の改定（別表第 1 関係）

城内弓道場における入場料を徴収しない場合の専用による使用に係る使用料の設定について、時間の区分ごとの設定から 1 時間ごとの設定に変更することとし、当該使用料の額及び共用による使用に係る使用料の額を次のように改定することとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

使用方法	区 分	午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時
専用	市民	1 時間につき 4 0 0 円	1 時間につき 7 5 0 円
	市民以外の者	1 時間につき 1, 2 0 0 円	1 時間につき 2, 3 0 0 円
共用	市民	1 人 1 回につき 1 5 0 円 (1 2 0)	
	市民以外の者	1 人 1 回につき 4 0 0 円 (3 6 0)	

(3) 城内弓道場の使用料を前納する場合の使用料の額の引上げ（第 8 条関係）

使用料の前納の申出の日からその日の属する年度の末日までの間の城内弓道場の共用による使用に係る使用料の額を次のように引き上げることとする。

() 内の数字は、現行の金額

区 分	金 額
高校生以外の者	1 人につき 2, 5 0 0 円 (2, 1 0 0)
高校生	1 人につき 1, 2 0 0 円 (1, 0 0 0)

3 利用料金の上限額の改定

(1) 陸上競技場の利用料金の改定（別表第 2 関係）

城山陸上競技場の陸上競技場における入場料を徴収しない場合の専用による使用に係る利用料金の設定について、時間の区分ごとの設定から 1 時間ごとの設定に変更することとし、当該利用料金及び共用による使用に係る利用料金の上限額を次のように改定することとする。

() 内の数字は、現行の金額

使用方法	区 分		午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時
専用	器具又は器材を使用する場合	市民	1 時 間 に つ き 1, 6 0 0 円	
		市民以外の者	1 時 間 に つ き 5, 0 0 0 円	
	器具又は器材を使用しない場合	市民	1 時 間 に つ き 1, 2 0 0 円	1 時 間 に つ き 1, 8 0 0 円
		市民以外の者	1 時 間 に つ き 4, 2 0 0 円	1 時 間 に つ き 4, 8 0 0 円
共用	市民		1 人 1 回につき 1 5 0 円 (1 0 0)	
	市民以外の者		1 人 1 回につき 3 5 0 円 (3 0 0)	

(2) 附属施設の利用料金の改定（別表第 2 関係）

城山陸上競技場の附属施設における入場料を徴収しない場合の利用料金の設定について、時間の区分ごとの設定から１時間ごとの設定に変更することとし、当該利用料金の上限額を次のように改定することとする。

区 分	1 時 間
会議室	2 5 0 円
トレーニングルーム	4 0 0 円

(3) 小峰庭球場の利用料金の上限額の引上げ（別表第２関係）

小峰庭球場における入場料を徴収しない場合の利用料金の上限額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

使用方法	1 時 間
専用	4 0 0 円（3 6 0）

(4) 陸上競技場の利用料金を前納する場合の利用料金の上限額の引上げ（別表第２関係）

利用料金の前納の申出の日からその日の属する年度の末日までの間の陸上競技場の共用による使用に係る利用料金の上限額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分	金 額
高校生以外の者	1 人につき 2, 2 0 0 円（1, 8 8 0）
高校生	1 人につき 1, 0 0 0 円（8 8 0）

4 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

1 使用料及び利用料金の還付要件の追加、使用料の額の改定及び利用料金の上限額の改定

令和 9 年 4 月 1 日以後の体育施設の使用に係る使用料及び利用料金について適用

2 上記以外
公布の日